

令和4年12月1日（定例会12月会議）

三春町議会提出議案書

三 春 町

付 議 案 件

議案第 6 1 号 三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 3 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 5 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 6 号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 7 号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 8 号 令和 4 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 6 9 号 令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 7 0 号 令和 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 7 1 号 令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 2 号 令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 7 3 号 令和 4 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

議案第 6 1 号

三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三春町職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年三春町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

三春町職員の定年等に関する条例（昭和５９年三春町条例第８号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章 総則（第１条）

第２章 定年制度（第２条―第５条）

第３章 管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章 定年前再任用短時間勤務制（第１２条）

第５章 雑則（第１３条）

附則

第１章 総則

第１条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章 定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改める。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（第９条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第９条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び第３章に

において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき。」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき。」を「できず公務に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき。」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の」を「第1項各号に掲げる」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その期限」を「当該期限」に、「繰り上げて退職させることができる。」を「繰り上げるものとする。」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和40年三春町条例第25号)第9条第1項に規定する規則で指定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後

における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督

督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び

勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年三春町条例第8号）（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職で

その職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務

の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は年齢 60 年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第 10 条 職員の再任用に関する条例（平成 13 年三春町条例第 16 号）は廃止する。

議案第 6 2 号

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 5 2 年三春町条例第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年三春町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 3 号

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年三春町条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三春町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 4 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年三春町条例第 2 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年三春町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

別表第1を次のように改める。

別 紙

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の70」を「100分の67.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別紙
別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職員	1	153,300	202,700	238,300	270,900	296,300	326,400
	2	154,400	204,500	239,900	272,900	298,600	328,700
	3	155,600	206,300	241,500	274,400	300,800	331,000
	4	156,700	207,900	243,100	276,100	303,000	333,300
	5	157,900	209,500	244,600	277,900	304,900	335,500
	6	159,100	211,300	246,100	279,900	307,200	337,600
	7	160,200	212,800	247,600	281,900	309,200	339,900
	8	161,300	214,500	249,200	283,800	310,900	342,100
	9	162,400	216,100	250,800	285,700	313,000	344,200
	10	163,700	217,900	252,200	287,700	315,300	346,400
	11	165,000	219,600	253,700	289,800	317,600	348,500
	12	166,400	221,300	255,000	291,800	319,900	350,700
	13	167,700	222,800	256,300	293,700	322,000	352,700
	14	169,100	224,700	257,700	295,700	324,100	354,700
	15	170,400	226,400	259,000	297,600	326,300	356,800
	16	171,900	228,000	260,400	299,100	328,500	359,000
	17	173,200	229,800	261,700	301,000	330,600	360,900
	18	174,600	231,500	263,500	303,100	332,700	362,900
	19	176,000	233,200	264,800	305,300	334,800	364,900
	20	177,400	234,700	266,300	307,400	336,900	366,900
	21	178,900	236,200	267,800	309,300	338,900	368,700
	22	181,400	237,800	269,600	311,400	341,000	370,700
	23	184,000	239,300	271,400	313,500	343,100	372,600
	24	186,600	240,800	273,100	315,600	345,200	374,600
	25	189,500	242,300	274,800	317,400	346,800	376,600
	26	191,100	243,800	276,500	319,500	348,800	378,600
	27	192,900	245,200	278,400	321,600	350,800	380,600
	28	194,600	246,300	280,200	323,700	352,800	382,700
	29	196,100	247,400	281,900	325,600	354,400	384,400
	30	197,700	248,500	283,600	327,700	356,300	386,200
	31	199,500	249,600	285,500	329,800	358,200	388,000
	32	201,000	250,700	287,200	331,900	360,000	389,800
	33	202,600	252,000	288,800	333,500	362,000	391,400
	34	204,100	253,300	290,600	335,500	363,800	392,800
	35	205,500	254,200	292,200	337,600	365,600	394,300
	36	206,700	255,000	293,800	339,700	367,500	395,900
	37	208,000	255,900	295,500	341,500	369,000	397,500
	38	209,400	257,300	297,300	343,500	370,300	398,700
	39	210,400	258,700	299,100	345,500	371,700	400,000
	40	211,600	260,100	300,900	347,500	373,100	401,200
	41	213,100	261,300	302,700	349,500	374,400	402,400
	42	214,300	262,600	304,400	351,400	375,400	403,600
	43	215,600	264,000	306,100	353,300	376,500	404,700
	44	216,800	265,200	307,800	355,100	377,600	405,800
	45	217,900	266,200	309,400	356,800	378,600	406,600
	46	219,200	267,500	311,100	358,300	379,400	407,300
	47	220,500	268,900	312,800	359,800	380,300	408,000

48	221, 700	270, 000	314, 500	361, 300	381, 200	408, 600
49	222, 900	271, 100	315, 700	362, 800	382, 200	409, 200
50	224, 000	272, 300	317, 200	363, 700	383, 000	409, 800
51	225, 000	273, 400	318, 800	364, 800	383, 700	410, 400
52	226, 100	274, 700	320, 500	365, 800	384, 600	411, 000
53	227, 200	275, 800	321, 900	366, 800	385, 300	411, 400
54	228, 200	276, 900	323, 400	367, 900	386, 000	411, 700
55	228, 900	278, 100	325, 000	369, 000	386, 700	412, 000
56	229, 800	279, 200	326, 600	370, 000	387, 400	412, 300
57	230, 600	280, 300	328, 200	370, 900	388, 000	412, 500
58	231, 400	281, 400	329, 400	371, 600	388, 600	412, 900
59	232, 200	282, 500	330, 600	372, 300	389, 200	413, 200
60	232, 900	283, 500	331, 800	373, 000	389, 900	413, 400
61	233, 400	284, 500	332, 700	373, 300	390, 400	413, 900
62	234, 300	285, 500	333, 600	373, 900	391, 000	414, 100
63	235, 100	286, 500	334, 400	374, 600	391, 600	414, 400
64	235, 900	287, 500	335, 200	375, 300	392, 200	414, 700
65	236, 700	288, 300	336, 100	375, 800	392, 600	415, 000
66	237, 600	289, 200	336, 500	376, 500	393, 300	415, 300
67	238, 100	290, 100	337, 300	377, 200	393, 900	415, 500
68	238, 600	291, 000	338, 100	377, 800	394, 500	415, 800
69	239, 200	291, 700	338, 800	378, 300	394, 900	416, 100
70	239, 900	292, 400	339, 500	378, 900	395, 400	416, 400
71	240, 600	293, 200	340, 200	379, 500	396, 100	416, 700
72	241, 200	294, 100	340, 900	380, 100	396, 600	416, 900
73	241, 800	295, 000	341, 500	380, 600	396, 900	417, 100
74	242, 400	295, 500	342, 100	381, 200	397, 400	417, 400
75	243, 100	295, 900	342, 700	381, 900	397, 700	417, 700
76	243, 600	296, 300	343, 200	382, 500	398, 100	417, 900
77	244, 100	296, 500	343, 500	383, 000	398, 400	418, 100
78	244, 700	296, 900	344, 000	383, 500	398, 700	418, 600
79	245, 500	297, 300	344, 500	384, 100	399, 000	419, 100
80	246, 000	297, 600	345, 000	384, 600	399, 200	419, 600
81	246, 600	297, 800	345, 400	385, 100	399, 400	420, 000
82	247, 300	298, 100	345, 900	385, 700	399, 800	420, 300
83	247, 900	298, 400	346, 400	386, 100	400, 100	420, 900
84	248, 600	298, 700	346, 900	386, 500	400, 300	421, 600
85	249, 200	299, 000	347, 300	386, 900	400, 500	422, 100
86	249, 800	299, 300	347, 700	387, 400	401, 100	422, 400
87	250, 400	299, 600	348, 200	387, 800	401, 800	423, 000
88	250, 900	300, 000	348, 600	388, 100	402, 500	423, 700
89	251, 600	300, 300	348, 900	388, 600	402, 900	424, 100
90	252, 100	300, 600	349, 400	389, 200	403, 400	
91	252, 500	301, 000	349, 900	389, 700	403, 800	
92	253, 000	301, 300	350, 300	390, 100	404, 400	
93	253, 300	301, 500	350, 500	390, 300	404, 900	
94		301, 800	350, 900	390, 600		
95		302, 200	351, 400	391, 000		
96		302, 600	351, 800	391, 400		
97		302, 800	351, 900	391, 700		
98		303, 100	352, 400	392, 200		
99		303, 400	352, 700	392, 600		
100		303, 800	353, 100	393, 000		
101		304, 000	353, 500	393, 300		

	102		304, 400	353, 900			
	103		304, 800	354, 300			
	104		305, 100	354, 600			
	105		305, 300	355, 100			
	106		305, 600	355, 500			
	107		306, 000	355, 900			
	108		306, 300	356, 300			
	109		306, 500	356, 700			
	110		306, 900	357, 000			
	111		307, 300	357, 400			
	112		307, 600	357, 700			
	113		307, 700	358, 200			
	114		308, 100				
	115		308, 300				
	116		308, 700				
	117		308, 900				
	118		309, 100				
	119		309, 400				
	120		309, 600				
	121		309, 900				
	122		310, 200				
	123		310, 500				
	124		310, 800				
	125		311, 100				
再任用 職員		191, 700	220, 000	261, 100	281, 100	296, 600	322, 600

議案第 6 5 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三春町条例第 3 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三春町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別 紙

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別紙

別表（第3条関係）

給料表

号給	給料月額
1	153,300
2	154,400
3	155,600
4	156,700
5	157,900
6	159,100
7	160,200
8	161,300
9	162,400
10	163,700
11	165,000
12	166,400
13	167,700
14	169,100
15	170,400
16	171,900
17	173,200
18	174,600
19	176,000
20	177,400
21	178,900
22	181,400
23	184,000
24	186,600
25	189,500
26	191,100
27	192,900
28	194,600
29	196,100
30	197,700
31	199,500
32	201,000
33	202,600
34	204,100
35	205,500
36	206,700
37	208,000
38	209,400
39	210,400
40	211,600
41	213,100
42	214,300
43	215,600
44	216,800
45	217,900
46	219,200
47	220,500

48	221, 700
49	222, 900
50	224, 000
51	225, 000
52	226, 100
53	227, 200
54	228, 200
55	228, 900
56	229, 800
57	230, 600
58	231, 400
59	232, 200
60	232, 900
61	233, 400
62	234, 300
63	235, 100
64	235, 900
65	236, 700
66	237, 600
67	238, 100
68	238, 600
69	239, 200
70	239, 900
71	240, 600
72	241, 200
73	241, 800
74	242, 400
75	243, 100
76	243, 600
77	244, 100
78	244, 700
79	245, 500
80	246, 000
81	246, 600
82	247, 300
83	247, 900
84	248, 600
85	249, 200
86	249, 800
87	250, 400
88	250, 900
89	251, 600
90	252, 100
91	252, 500
92	253, 000
93	253, 300

議案第 6 6 号

三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

三春町子育て支援助成金条例（平成 2 0 年三春町条例第 2 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例

三春町子育て支援助成金条例（平成２０年三春町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（この条例の失効）

２ この条例は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給要件を満たす場合の助成金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 7 号

三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 6 1 年三春町条例第 2 号）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 6 1 年三春町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第 6 条第 1 項本文中「町長が行う」を「町が行う」に改め、同項中「収集、運搬及び」を削る。

第 7 条第 1 項中「第 1 0 条」を「第 1 1 条」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加え、同条第 2 項中「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加え、「政令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号。以下「政令」という。）」に改める。

第 1 1 条中「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「場合」の次に「の運搬車、運搬容器、その他の運搬施設及び保管施設」を加え、同号アを削り、同項第 3 号中「場合」の次に「の最終処分場、ブルドーザー及びその他の施設」を加え、同号アを削る。

第 1 9 条第 1 項中「別表」を「別表 1」に改め、同条第 2 項中「し尿の排出者から別表 2 に定めるところにより、処理手数料を徴収する。」を「し尿の収集運搬及び処分、又はし尿浄化槽清掃の業務に関し排出者若しくはし尿浄化槽設置者から、別表 2 に定めるところにより、し尿等の処理手数料を徴収する。」に改める。

第 2 1 条に見出しとして「（許可申請等手数料）」を付する。

第 2 2 条中「第 1 9 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「一般廃棄物の処理手数料又は産業廃棄物の処理」を削る。

第 2 3 条を次のように改める。

第 2 3 条 廃棄物を適正に処理するため、町に次の処理施設を設置する。

（1） ごみ処理に関するもの

名称	位置
清掃センター	三春町字沼之倉 6 0 番地の 1

田村西部環境センター	三春町大字富沢字細内 1 番地
------------	-----------------

(2) 埋立処分に関するもの

名称	位置
三春町一般廃棄物最終処分場	三春町字沼之倉 6 0 番地の 1

(3) し尿処理に関するもの

名称	位置
三春水環境センター	三春町字大久保 1 7 番

第 2 4 条第 1 号中「水道部門」を「上下水道部門」に改める。

別表 1 を次のとおり改める。

別紙 1 のとおり

別表 2 を次のように改める。

別紙 2 のとおり

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

別表 1 (第 19 条関係)

取扱区分		排出方法、種類、大きさ		処理手数料
(1) 家庭系 一般廃棄物 (日常生活から生ずる 一般廃棄物)	町が収集 運搬する 場合	町指定ごみ袋を使用		1 袋につき 10 円以内
		粗大ごみ及び特定 家庭用機器再商品 化法施行令 (平成 10 年政令第 37 8 号) 第 1 条に定 める特定家庭用機 器	三辺の合計が 2 メートルを 超えるもの	1 個につき 1,000 円
			三辺の合計が 2 メートル以 下のもの	1 個につき 500 円
			特定家庭用機 器	上記のほかに 1 個 につき 1,300 円
	清掃セン ターに搬 入する場 合			10 キログラムに つき 50 円
		特定家庭用機器再商品化法施行令 第 1 条に定める特定家庭用機器		1 個につき 1,300 円
(2) 事業系 一般廃棄物 (事業活動 に伴って生 じた一般廃 棄物) 及び 町が処理で きる産業廃 棄物	清掃セン ターに搬 入する場 合			10 キログラムに つき 150 円
		処理困難物	スプリングマ ット	1 個につき 1,0 00 円
	田村西部 環境セン ターに搬 入する場 合			10 キログラムに つき 100 円

別紙 2

別表 2 (第 19 条関係)

(1) し尿収集運搬及び処理手数料

区分	数量	金額 (円)
基本料金	0. 18 m ³ まで	1, 800
超過料金	0. 018 m ³ 増すごとに	180

(2) し尿浄化槽清掃手数料

数量 (m ³)	金額 (円)	数量 (m ³)	金額 (円)	数量 (m ³)	金額 (円)
0. 18	2, 200	19. 8	215, 910	49. 5	535, 540
0. 36	4, 400	20. 7	225, 650	50. 4	545, 180
0. 54	6, 600	21. 6	235, 280	51. 3	554, 810
0. 72	8, 800	22. 5	244, 930	52. 2	564, 560
0. 90	11, 000	23. 4	254, 670	53. 1	574, 200
1. 08	13, 200	24. 3	264, 300	54. 0	583, 940
1. 26	15, 400	25. 2	274, 050	54. 9	593, 580
1. 44	17, 600	26. 1	283, 680	55. 8	603, 310
1. 62	19, 800	27. 0	293, 430	56. 7	612, 960
1. 80	22, 000	27. 9	303, 070	57. 6	622, 600
2. 16	26, 100	28. 8	312, 810	58. 5	632, 340
2. 52	29, 990	29. 7	322, 450	59. 4	641, 980
2. 70	31, 950	30. 6	332, 080	60. 3	651, 710
2. 88	33, 870	31. 5	341, 830	61. 2	661, 360
3. 24	37, 720	32. 4	351, 470	62. 1	671, 100
3. 60	41, 580	33. 3	361, 210	63. 0	680, 740

4.50	51, 230	34.2	370, 850	64.8	700, 110
5.40	60, 960	35.1	380, 600	66.6	719, 500
6.30	70, 610	36.0	390, 230	68.4	738, 880
7.20	80, 350	36.9	399, 870	70.2	758, 160
8.10	89, 980	37.8	409, 610	72.0	777, 540
9.00	99, 730	38.7	419, 250	73.8	796, 910
9.90	109, 360	39.6	429, 000	75.6	816, 300
10.8	119, 110	40.5	438, 630	77.4	835, 680
11.7	128, 750	41.4	448, 370	79.2	855, 060
12.6	138, 490	42.3	458, 010	81.0	874, 440
13.5	148, 130	43.2	467, 650	82.8	893, 830
14.4	157, 880	44.1	477, 400	84.6	913, 100
15.3	167, 510	45.0	487, 030	86.4	932, 480
16.2	177, 150	45.9	496, 770	88.2	951, 860
17.1	186, 890	46.8	506, 410	90.0	971, 240
18.0	196, 530	47.7	516, 150		
18.9	206, 280	48.6	525, 800		

議案第 6 8 号

令和 4 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 4 年度三春町一般会計予算を別紙のとおり補正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

議案第 6 9 号

令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

議案第 7 0 号

令和 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度三春町介護保険特別会計予算を別紙のとおり補正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

議案第 7 1 号

令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計予算を別紙のとおり補正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

議案第 7 2 号

令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度三春町病院事業会計予算を別紙のとおり補正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之

議案第 7 3 号

令和 4 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度三春町下水道事業等会計予算を別紙のとおり補正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

三 春 町 長 坂 本 浩 之